

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1058 号（諮問第 1705 号）

件名：評定得点及び学力検査合計得点による分布表の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 5 月 14 日

2 原処分

令和 4 年 5 月 30 日（不開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 6 月 8 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 10 月 27 日

5 答申

令和 5 年 6 月 26 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 4 年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、中学校から提出される調査書の学習の記録における評定得点を一つの軸とし、学力検査の合計得点をもう一つの軸として、一般選抜における校内順位の決定過程で作成された特定の公立高等学校における分布表である。

実施機関は、本件行政文書を条例第 7 条第 5 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、一般選抜における校内順位の決定に当たっては、令和4年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき分布表を作成し、評定得点及び学力検査得点が高く基準人数内にある者を「A」、その他の者を「B」としているとのことである。また、一般選抜における校内順位の決定は、調査書の記載事項、学力検査の成績、面接の結果等を踏まえて総合的に行っているところ、本件行政文書を公にすることにより、「A」、「B」の境界線上の得点に着目されることで、各公立高等学校の序列化を助長し、学力のみでなく各公立高等学校の特色など多様な観点により学校を選択させようとする中学校の進路指導に悪影響を及ぼす可能性や入学者選抜制度に支障が生じるおそれがあるとのことである。

これに対し、審査請求人は、反論書において、本件行政文書には受検者の各得点に係る情報は記載されているが、入学者又は合格者の各得点に係る情報は記載されていないため、本件行政文書を公にすることにより、公立高等学校が各得点のみにより評価され、序列化を助長する可能性はない旨を主張している。

そこで、当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、入学者又は合格者の各得点に係る情報は記載されていないものの、各受検者の評定得点及び学力検査合計得点が記載され、各受検者が「A」又は「B」に区分されていた。

当審査会において検討したところ、一般選抜における校内順位の決定は、調査書の記載事項、学力検査の成績、面接の結果等を踏まえて総合的に行っているという実施機関の説明を踏まえると、本件行政文書を公にすることにより、各公立高等学校が、評定得点及び学力検査得点のみに着目した評価を受けることで、評定得点及び学力検査得点による序列化を助長し、その結果、中学校の進路指導や入学者選抜制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 実施機関のその他の主張について

本件行政文書は、前記(3)において述べたとおり、条例第7条第6号に

該当することから、実施機関の主張する条例第7条第5号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和4年度 評定得点及び学力検査合計得点による分布表 (A 高校、B 高校、C 高校、D 高校)